



令和5年度ケアプラン点検の振り返りと 自主点検からの注意点

日ごろから、介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今回は、令和5年度ケアプラン点検個別面談で気付いたことやケアマネジャーからの質問、講師から指摘のあったこと、また、昨年末に実施した自主点検から気付いたことをお伝えします。

<ケアプラン点検より>

福祉用具同一品目の複数貸与 (これまでの取り扱いに変更はありません)

介護給付適正化の観点から原則認めていませんが、利用者の状況を判断したうえで、複数貸与を認めています。判断に迷う場合は、長寿介護課へご相談ください。

適切性の確認事項

- ① 適切なアセスメントに基づいているか
- ② 利用者の自立支援、重度化防止の観点から判断しているか
- ③ 利用者の費用負担増加に繋がるため、効果とコストを比較して考慮しているか
- ④ 代替手段を検討した上で、やむを得ない判断か
- ⑤ 使用目的・頻度・期間は妥当なものか



対応方法

- ・ サービス担当者会議の要点や支援経過に検討や合意した内容を記録する。
- ・ 貸与の適切性を確認し、アセスメントやケアプランに必要性和やむを得ない理由を記載する。

住宅改修・福祉用具購入のケアプラン記載

住宅改修・福祉用具購入に関しては、可能な限り記載をお願いします。

また次回のケアプラン見直しの際に、住宅改修・福祉用具購入をしたことで課題が解決したのであれば、再度記載する必要はありません。

通所介護での口腔機能向上加算、個別機能訓練加算、入浴加算介助加算Ⅱなどの加算

サービス提供事業者からの提案で機械的に加算を位置づけるのではなく、加算の対象になっているサービスについて、ケアマネジャーがアセスメントを根拠に必要と説明できることが大切です。

ケアプラン等への記載

「サービス内容」に加算名を記載するだけでなく、どのような内容のサービスが提供されるのか記載しましょう。また、アセスメントにおいても、利用者の状態や分析結果から加算の必要性がわかるように記載しましょう。

加算の必要性、ニーズとサービス項目の整合性

どのようなニーズ、目標を達成するために加算を算定するのか、必要性（ニーズとの繋がり）がわかるように記載しましょう。

サービス提供事業者との連携

ケアプランとサービス提供事業者が作成する個別サービス計画書の整合性を確認しましょう。



<自主点検より>

短期入所中の福祉用具貸与

- 不適切なケース
- ・短期入所中に一度も自宅に戻らないが、福祉用具を貸与している
 - ・また使うかもしれないからと、家族の意向で継続貸与している

短期入所施設への貸与品の持ち込みは原則として認められません。

施設内での福祉用具の費用は短期入所サービスの報酬に含まれており、施設内で使用される福祉用具は施設が用意すべきものと考えられます。ただし、短期入所施設に用意されているものでは利用に支障が出る場合等は個別にご相談ください。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第124条第3項)

当該月に利用者が一度も自宅に戻らなかった場合、福祉用具貸与費の請求はできません。

福祉用具貸与は、利用者の居宅で使用されるべきものと考えられます。当該月に在宅での利用がある場合は、契約の形態により半月又は1か月分の請求として差し支えありません。

福祉用具の利用目的

- 不適切なケース
- ・リハビリでしか使用しない福祉用具を貸与している

日常生活において使用するものでなければ、福祉用具貸与費の請求はできません。

福祉用具は利用者の日常生活上の便宜を図り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けになるものと考えられます。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第193条)

軽度者に対する特定の福祉用具貸与の算定

提出いただいたすべてのケースで、主治医からの意見聴取や担当者会議での検討など、必要な対応がなされていました！



茨木市では、軽度者に対する例外給付の確認において、「車いす及び車いす付属品」に関しては確認依頼書の提出を不要としています。ただし、給付が認められるのは、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが必要だと判断した場合に限ります。



令和5年度のケアプラン点検では5つの重点確認事項を中心に確認を行い、自主点検では特に福祉用具貸与について確認しました。今回の確認で、丁寧なケアマネジメントが行われていることや市からのお願いが浸透していることがわかり、うれしく思っています。今後も引き続き、より良い支援のために力を合わせて取り組みましょう！

令和5年度のケアプラン点検における重点確認事項

- | | |
|----------------------|---------------|
| ①目標設定の具体化 | ②ニーズと目標の整合性 |
| ③加算の必要性、ニーズとの整合性の確認 | ④基本チェックリストの活用 |
| ⑤福祉用具の必要性、品目、設置場所の明記 | |